

東京都林業・木材産業改善資金貸付要綱

平成 16 年 4 月 21 日

16 産労農調第 77 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「改善資金法」という。）の趣旨にかんがみ、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）（以下「資金」という。）を貸し付け、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

さらに、この資金の貸付けについては、中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）において、改善資金法において林業従事者等に認められている範囲内で、農商工等連携促進法第 4 条第 2 項第 2 号ロの林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下「改善措置」という。）を支援するための措置（以下「支援措置」という。）を行う中小企業者に対しても資金の貸付けを行うことができる。

また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）第 5 条第 1 項の総合化事業計画の認定を受けた林業従事者等及び同条第 4 項第 2 号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）が行う改善措置（林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。）に対しても資金の貸付けを行うことができるとし、これらの者に対する貸付けを通じ、林業従事者等の経営の改善を図ることを目的とする。

(資金の借受者)

第 2 条 資金を借り受けることができる者は、次の各号に掲げるもの（以下「林業従事者等」という。）及び第 3 項に掲げるものとする。

(1) 林業従事者たる個人

- (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人（木材製造業を営む者にあつては、300 人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) 前二号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のものに限る。）
- 2 前項に掲げる者のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- 3 林業従事者等のほか、次に掲げる者を貸付対象者として認める。
- (1) 支援措置を行う農商工等連携促進法第 12 条第 1 項の認定中小企業者。（以下「認定中小企業者」という。）ただし、認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であつて、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の農商工等連携事業（以下「農商工等連携事業」という。）として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者も貸付対象者とする。
 - (2) 六次産業化法第 5 条第 1 項に基づく総合化事業計画の認定（以下「認定総合化事業計画」という。）を受けた林業従事者等の支援を行う同法第 10 条第 1 項に規定する促進事業者。
- （貸付資格の認定）

第 3 条 貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならないほか、次の各号に定める者にあつては、それぞれ規定する計画書及び認定通知書を提出しなければならない。

- (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする認定中小企業者は、あらかじめ国から認定を受けた農商工等連携促進法第 5 条第 3 項の農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）を貸付資格認定申請書に添えて提出すること。
- (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等のうち、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「木材利用促進法」という。）第 17 条第 1 項により木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）の認定を国から受けた認定木材製造業者は、木材製造高度化計画を貸付資格認定申請書に添えて提出するこ

と。

- (3) 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等及び促進事業者は、あらかじめ国から認定を受けた六次産業化法第5条第1項の認定総合化事業計画を貸付資格認定申請書に添えて提出すること。

2 知事は、改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る資金をもって改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、資金（改善資金法第2条に規定する資金（改善資金法（農商工等連携促進法第13条第1項並びに木材利用促進法第19条及び六次産業化法第10条の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定する。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。

- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。

- (3) 林産物の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。

- (4) 林産物の新たな販売方式の導入

従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。

- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入

林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。

- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。

- (7) 認定農商工等連携事業計画に、支援措置であって、次のアからウまでのいずれかに該当する内容が含まれるもの

なお、この場合には、認定中小企業又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接又は間接の構成員（以下「認定中小企業者等」という。）の行う当該措置を改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

ア 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

認定中小企業者等が、連携先の林業従事者等に代わって当該林業従事者等の行う

林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤード等の林業機械や、集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。

なお、連携先の林業従事者等が団体（森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等）である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施するものを含む。（以下イ及びウにおいて同じ。）。

イ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「改良等」という。）

認定中小企業者等が提携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。

この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度においておおむね 30 パーセント以上とし、農商工等連携事業計画の実施期間内におおむね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下の（ア）及び（イ）のすべての要件を満たすものとする。

（ア）連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること。

（イ）認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。

なお、（ア）及び（イ）の要件を満たさない場合において、改善資金法第 9 条第 1 号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同項の規定に基づき、期限前償還を請求することがある。

ウ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

連携先の林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等のことをいう。

この「相当程度」の要件については、上記イの（ア）及び（イ）の規定を準用する。

（８） 認定総合化事業計画を実施する林業従事者等及び支援する促進事業者は、次のアからウまでのいずれかに該当する内容が含まれるもの

ア 林業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

イ 当該林業従事者等（当該林業従事者等が団体である場合にあっては、その構成員

等のうち、総合化事業を行う者を含む。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。）に係る林産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良等

ウ 当該林業従事者等の生産に係る林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

3 知事は、前項の認定に当たっては、改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、資金の貸付後3か月以内（森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであることを勘案する。

4 知事は、貸付資格の認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（以下「資格認定書」という。）（別記第2号様式）を申請者に交付する。なお、認定しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（貸付限度額）

第4条 一 林業従事者等に貸し付ける資金の限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議して定めた額とする。

（償還期間等）

第5条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次に定めるとおりとする。なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、下表の第1号の左欄に掲げる場合にあつては、償還期間欄に掲げる償還期間を3年延長して適用するものとする。

貸付内容	償還期間	内据置期間
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内
2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年	15年以内	3年以内

法律第 45 号) 第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同法第 5 条第 1 項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成 8 年政令第 153 号) 第 3 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合		
3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号) 第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同上第 2 項第 2 号ロの措置を実施するのに必要な同法第 13 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	5 年以内
4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成 20 年法律第 45 号) 第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第 9 条に定める資金を借り入れる場合	12 年以内	3 年以内
5 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号) 第 17 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 19 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	3 年以内
6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年法律第 67 号) 第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	5 年以内
7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成 20 年法律第 32 号) 第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	5 年以内
8 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号) 第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法	12 年以内	5 年以内
9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成	12 年以内	3 年以内

8 年法律第 47 号) 第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って動向に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15 条に規定する資金を借り入れる場合		
10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 16 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	3 年以内
11 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和 4 年法律第 37 号) 第 19 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第 21 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内	3 年以内
12 上に掲げるものを除く場合	10 年以内	3 年以内

(資金の内容)

第 6 条 資金の内容は、改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 造林に必要な資金
- (3) 立木の取得に必要な資金
- (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるの

に必要な資金

(10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(12) 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

(都による貸付け)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者で、都から直接貸付けを受けることを希望する者は、貸付資格認定申請書と併せ、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付申請書の提出を受けたときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査し、貸付けることが適当であると認めた場合には、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（別記第4号様式）を資格認定書と併せ申請者に交付する。なお、貸付けしないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の貸付決定通知書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。この場合、知事は当該借受者に対し、当該借用証書の特約事項を遵守させるものとする。

4 担保又は保証人に関して必要な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資金の貸付けを受けようとする者は、知事が担保の提供を求めた場合には、これに応じなければならない。

(2) 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事が別に定める者は、この限りでない。

(3) 資金の貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体であって連帯保証人を立てる場合には、その構成員のうち、当該貸付けによって利益を受ける者（その者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となる。

(4) 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認められる場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは変更を求めることができる。

(5) 立てるべき連帯保証人の数は、貸付金額に応じて知事が別に定める。

5 借受者の連帯保証人のうち別に定める者は、民法第465条の6に定める保証意思宣明公正証書を作成し、知事の指定する期日までに提出しなければならない。連帯保証人が知事の指定する期日中に保証意思宣明公正証書を作成しない場合又は知事の指定する期日までに保証意思宣明公正証書を提出しない場合には、知事は貸付決定を取り消すことができるものとする。

(融資機関による貸付け)

第8条 資金の貸付けを受けようとする者で、資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者（以下「融資機関」という。）から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（別記第6号様式）を提出するとともに、当該借入申込書の写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 農林中央金庫

(2) 銀行

(3) 信用金庫

(4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2項及び第3項の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

(5) 信用協同組合

2 知事は、申請に係る貸付資格の認定の可否を申請者が資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知する。

3 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「都貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金都貸付金貸付申請書（別記第7号様式）を提出する。

4 知事は、前項の都貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けることが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金都貸付金貸付決定通知書（別記第8号様式）を交付する。なお、貸付けないものと決定したときは、その旨を融資機関及び申請者に通知する。

5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金都貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（別記第9号様式）を交付する。

6 融資機関は、都貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金都貸付金支払請求書（別記第10号様式）を提出する。

7 都貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、都貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金都貸付金借用証書（別記第11号様式）を知事に提出する。

8 都貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が都貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。

9 融資機関は、資金の貸付けを受ける者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記第12号様式）により行う。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

10 融資機関は、都貸付金の交付を受けた後、速やかに資金の貸付けを行う。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない

ない。

(1) 資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、都貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするときの第一項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。

(事業の実施報告)

第9条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、事業の完了後 30 日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第 13 号様式）を貸付けの決定を受けた知事又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。なお、借受者が法人格のない団体の場合には、実施報告書に個人別内訳を明記する。

2 融資機関は、前項の実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金都貸付金事業実施報告書（別記第 14 号様式）を提出する。

3 第 1 項の実施報告書又は前項の都貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

(償還終了までの事業実施後報告)

第9条の2 借受者は、貸付金の償還が終了するまでの間、毎年9月末までに林業・木材産業改善資金事業実施後報告書（別記第 13 の 2 号様式）を貸付決定機関に提出するとともに、貸付決定機関の実施する事業実施後状況確認調査（現地調査を含む）に協力しなければならない。

2 融資機関は、前項の実施報告書の提出を受けたときは、事業実施後状況確認調査を実施し、毎年 11 月末までに、知事に林業・木材産業改善資金事業実施後状況確認調査報告書（融資機関用）（別記第 14 の 2 号様式）を提出する。報告書には、前項の事業実施後報告書及び添付書類の写しを添付する。

3 第 1 項の事業実施後報告書又は前項の事業実施後状況確認調査報告書（融資機関用）に基づき、事業実施後の状況が貸付けの目的に適合していない等不相当であると知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

(計画の変更)

第10条 借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に知事が貸付資格を認定した改善措置に関する計画の内容であって、かつ貸付決定額を超えない場合に限り、計画の変更

を行うことができる。

- 2 借受者は、前項の規定により計画を変更しようとするときは、あらかじめ貸付決定機関に林業・木材産業改善措置計画変更承認申請書（別記第 15 号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、計画の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善措置計画変更承認通知書（別記第 16 号様式）により申請者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知する。なお、承認しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（貸付資格認定の取消し）

第 11 条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記第 17 号様式）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならない。

（償還方法）

第 12 条 知事が貸し付けた資金（以下「貸付金」という。）の償還は、償還期間を 1 年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦償還の方法とするが、据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦償還の方法により償還を行うことを原則とする。

（償還方法の変更）

第 13 条 借受者は、資金の償還方法を変更しようとする場合（第 14 条、第 15 条又は第 17 条の規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第 18 号様式）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（別記第 19 号様式）により申請者に通知する。なお、承認しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知する。
- 3 融資機関は、第 1 項の償還方法変更申請書を受領したときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金都貸付金償還方法変更申請書（別記第 20 号様式）を提出し、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金都貸付金償還方法変更承認通知書（別記第 21 号様式）を融資機関に交付し、融資機関は、前項の償還方法変更承認通知書により借受者に通知する。なお、承認しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（繰上償還）

第 14 条 借受者は、前条の規定によるほか、資金の全部又は一部を繰り上げて償還しよう

とするときは、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書（別記第 22 号様式）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による繰上償還金を受け入れるものとし、借受者が繰上償還をしようとするときは、償還日を定め、その日から起算して 30 日前までに繰上償還の通知を行う。
- 3 融資機関は、第 1 項の繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金都貸付金繰上償還通知書（別記第 23 号様式）を提出し、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、都貸付金の繰上償還を行う。

（期限前償還）

第 15 条 貸付決定機関は、借受者が次の各号に該当する場合には、既に交付した貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- （1）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - （2）償還金の償還を怠ったとき。
 - （3）前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、都貸付金の繰上償還を行い、知事に前条第三項の都貸付金繰上償還通知書を提出する。
 - 3 知事は、融資機関が次の各号に該当する場合には、融資機関に対し、いつでも都貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還させることができる。
 - （1）都貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - （2）知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
 - （3）都貸付金の償還金の償還を怠ったとき（借受者による資金の償還を次条第 1 項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、都貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
 - （4）前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（償還の猶予）

第 16 条 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病、負傷等やむを得ない理由により、貸付金の償還が著しく困難であると認められた場合には、償還金の償還を猶予することができる。この場合において、償還の猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（別記第 24 号様式）を償還期限（分割償還の場合における各償還期日を含む。）の 30 日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することを相当と認めたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（別記第 25 号

様式)を当該申請者に交付する。

- 3 融資機関は、第1項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金都貸付金支払猶予申請書(別記第26号様式)を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金都貸付金支払猶予決定通知書(別記第27号様式)を交付し、融資機関は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書を当該申請者に交付する。
- 4 知事が償還を猶予しないものと決定したときは、その旨を第二項及び第三項の規定に準じて当該申請者に通知する。この場合、償還金の償還期日を過ぎて償還を猶予しないものと決定したときにおいても違約金を徴収する。

(違約金)

第17条 貸付決定機関は、借受者が償還期日に償還金又は第15条の規定により期限前償還をすべき償還金を償還しなかった場合は、償還期日の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、その延滞した額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、都に納付する。ただし、融資機関が都貸付金の償還を償還期日に償還している場合は、この限りでない。
- 3 知事は、融資機関が償還期日に償還金又は第15条の規定により期限前償還をすべき償還金を償還しなかった場合は、償還期日の翌日から償還当日までの期間の日数に応じ、その延滞した額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が前条第1項の規定による償還を猶予していたことにより償還期日までに償還されなかった場合には、償還期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への償還の当日までの日数を、上記日数から控除することができる。
- 4 知事は、償還金の償還期日を過ぎて償還の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、第1項の違約金を徴収する。
- 3 第1項及び第3項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(補助事業との関連)

第18条 本資金は、国の補助事業の補助残融資として使用してはならない。

- 2 本資金を借り入れて行った事業が、国の補助金の交付対象となったときは、借入金の全額を直ちに繰上償還すること。
- 3 本資金は都単独の補助事業の補助残融資として使用することができる。

(実施細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は交付の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 6 日付 17 産労農調第 323 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 25 日付 18 産労農調第 226 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 5 日付 19 産労農調第 219 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 12 日付 20 産労農調第 668 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 2 日付 20 産労農調第 842 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 15 日付 21 産労農調第 86 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日付 23 産労農調第 742 号）

1 この要綱は決定の日から施行する。

2 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者においては、東日本大震災の後平成 28 年 3 月 31 日までに貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間は、第 5 条に掲げる据置期間等のそれぞれ 3 年間延長して適用するものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日付 2 産労農調第 1142 号）

この要綱は決定の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日付 3 産労農調第 1152 号）

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 14 日付 4 産労農調第 615 号）

この要綱は決定の日から施行する。